

議員提出議案第2号

羽曳野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月30日

羽 曳 野 市 議 会

議 長 花 川 雅 昭 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

百 谷 孝 浩

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

笹 井 喜世子

松 井 康 夫

樽 井 佳代子

## 提 案 理 由

新たに「こどもえがお部」が創設されることに伴い、これを所管する常任委員会を規定する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市議会委員会条例(昭和56年羽曳野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表民生産業常任委員会の項中「保健福祉部」の次に「、こどもえがお部」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

羽曳野市議会委員会条例 新旧対照表

新			旧		
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 1 省略			第2条 1 省略		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
省略			省略		
民生産業常任委員会	6人	保健福祉部、 <u>こどもえが</u> <u>お部</u> 、市民人権部、生活環境部及び農業委員会の所管に属する事項	民生産業常任委員会	6人	保健福祉部、市民人権部、生活環境部及び農業委員会の所管に属する事項
省略			省略		
以下省略			以下省略		